

# やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信

No. 41 (2001. 9. 8)

事務局 TEL/FAX 0584-78-4119

大垣市田町1-20-1 近藤方

## 徳山村キャンプに50名参加 (8/18、19)

今年は弁護士・司法修習生のグループ18名の参加も得て、総勢50名の大部隊でのキャンプとなりました。道路状況が悪くて、昨年イヌワシを観察することができた門入に行くことはできず、塚でのキャンプとなりました。イヌワシ・クマタカは観察できませんでしたが、夜中・明け方にブッポウソウの声を聞くことができました。国道417号線が土砂崩れで不通なので、根尾から馬坂峠を迂回して行きましたが、その「おかげ」で帰りに根尾村のうすずみ温泉に浸かることもできました。



← 50名もの顔は入りきらなかった?

明渡裁決に対してシュプレヒコールで抗議する →



## 収用裁決取消訴訟第1回審理は10月17日 (11時30分)

私達の共有地に対する収用裁決に対して出された、岐阜県収用委の収用裁決の取消を求める裁判を、74名の原告をもって、7月31日午前に提訴しました。10月17日(水)11時30分に岐阜地裁で第1回審理が開かれます。その後、事業認定取消訴訟に併合されるはずですが。

朝日 8/1

収用裁決の  
取り消し提訴

徳山ダム水没予定地

藤橋村で建設が進む徳

山ダムについて、「徳山

ダム建設中止を求める

会」のメンバーらが31

日、水没予定地の収用裁

決取り消しを求め、県収

用委員会を相手取り岐阜

地裁に提訴した。

訴えたのは、水没予定

地の一部を共有している

74人。県収用委員会は5

月23日付で共有地に対す

る権利取得裁決と明け渡

し裁決をしている。

メンバーらは「事業計

画が土地の適正、合理的

な利用に寄与するもので

はない」「公益上の必要

もない」と土地収用法二

〇条違反を主張してい

る。事業認定の取り消し

を求める訴訟も起こして

おり、訴えの内容はほと

んど同じだ。

# 徳山ダム裁判報告・・・行政訴訟は大詰めに

証人尋問もあと1回を残すのみ。来年早々にも事業認定取消訴訟(+収用裁決取消訴訟)の結審が予想されます。結審から判決の間には、運動としてもヤマ場を作らねばなりません。皆さまの一層のご支援をお願いします。

## 事業認定取消請求事件(行政訴訟)口頭弁論・証人尋問(8月29日)

### ◎午前10時～12時 嶋津証人被告側反対尋問

被告側弁護士は「事業認定した段階で入手しうる資料で判断すべきであり、ウォータープラン21が出たのは後からの資料であり、フルプラン全体を検討する必要がない」と主張。以下、証人作成資料のこまかい点をつつことに終始した。とりあげた点は、最大取水量ベースとはなにか、94年渇水はどうなのか、計画最大取水量とはなにか、徳山ダムを除く供給量を求めたいのか、岐阜県陳述書の供給量と計画量はどうか、回収率はどうか、地盤沈下はなぜおきるのか、地下水汚染はどうかといった点である。それぞれに的確な証言がなされて、反対尋問としては突っ込み不足との感想である。

### ◎午後1時半～2時 嶋津証人原告側主尋問

午前中の反対尋問で問題になった点を再確認の尋問。工業用水道は一日平均水量で換算で妥当な数値となる。30人未満を考慮したとしても、1.1倍すればよく、最大取水量と平均取水量とで傾向は変わらない。

地盤沈下については掛斐川左岸にみられるようだが、地下水位の変動が示されていないので地下水との関係は不明である。

### ◎午後2時～3時 富樫証人被告側反対尋問

反対尋問の意図が不明で、むしろ証人の主張を確認するような展開であった。馬飼での50tを切っても環境への影響はないのか、愛知県への導水事業の話はあるのか、取水の歴史的制約ということか、少雨化傾向かどうか、開発水相互転用の可能性はあるのか、大垣市有収率改善はどういうことになるか、大垣市回収率が90年代にあがったのはなぜか、低成長の定義はなにか、地盤沈下の不可逆性とはなにか、名古屋市の2010年予測はどうか、回収水の水質が悪いということはないか、原単位と出荷額の反比例傾向は全国的なものかなどである。

### ◎午後3時～3時半 富樫証人原告側主尋問

フルプランの実績値は30以上の工業統計の数値、予測値は全事業者ベースで基礎資料の検討により各県別に推計した数字であることが明らかで、整合性がない。導水事業計画が必要だが、その必要性には疑問がある。水需要のユーザーの承認があっても、見直しはありうる。

## 住民訴訟(9月5日:午後4時～4時半)

原告第10準備書面、被告第8準備書面が提出された。被告書面の「公団の水需要予測」があるのかどうかをめぐって議論があった。被告は費用負担同意は問題ではなく、支出行為のみが問題であるとしている。

(文責:三浦 真智)

## 今後の予定裁判日程(いずれも岐阜地裁)

### 【事業認定取消訴訟】

- ◎10月3日(水) 13時半～17時 山崎証人への原告側反対尋問
- ◎11月15日(木) 11時～ ラウンドテーブル
- ◎12月19日(水) 13時30分～15時

### 【収用裁決取消訴訟】

- ◎10月17日(水) 11時30分

### 【住民訴訟】

- ◎ 9月5日(水) 16時～ ラウンドテーブル
- ◎ 10月17日(水) 11時～ ラウンドテーブル

◆ 7/27 国土交通省・中部地方整備局内に設置された事業評価監視委員会、徳山ダム事業の「事業継続」了承を継続審議とする。

8/21 当会から事業評価監視委・新美富太郎委員長宛に、嶋津・富樫意見書を送付。

中部地方整備局

# 徳山ダムは継続審議

## 事業評価監視委で決定

公共工事を第三者の目で見直す中部地方整備局の「事業評価監視委員会」が二十七日、名古屋市中区で開かれ、岐阜県

藤橋村に建設中の徳山ダムについては「十分な審議が必要」として引き続き審議することになった。一月の省庁再編に伴

### 建設中止求め意見書

#### 徳山ダム

徳山ダムの建設に反対する市民グループ「徳山ダム建設中止を求めると」（上田武夫代表）は、二十三日、国土交通省地方整備局の「事業評価監視委員会」（新美富太郎委員長）に対して、「事業中止勧告」を求める文書を出した。この文書を明らかにした。

「徳山ダムは水資源開発公団を事業者とする利水ダムでありながら、利水目的を完全に喪失した無駄なダムである」として、同委員会の決断を求めたという。

って整備局の発足後、初めて開催。学識経験者や弁護士ら委員十人が出席し、委員長に新美富太郎愛知県県済生活協同組合理事長を選出した。審議に移り、事務局に説明を求めながら、継続中の徳山ダムや港湾、海岸整備事業の計四件について費用対効果などの面から検討。徳山ダム以外は事業継続を了承した。

徳山ダムについては、委員らは「利水地域の水需要予測が大きすぎるのでは」「渇水対策として整備効果も説明する必要がある」などと発言。今後、現地視察をし、十月開催予定の次回の委員会で結論を出すことになった。

↑ 読売 8/24

→ 中日 8/28

◆ 8/1 国交省に対して徳山ダム本体工事予算を概算要求をしないよう申し入れ。

8/30、概算要求に抗議声明

8/2 中日 →

徳山ダムの工事費を国予算に盛り込んで中止を求める会が、扇大臣に申し入れ

徳山ダム建設中止を求めると（上田武夫代表）は一日、国の来年度予算概算要求に徳山ダム本体

工事費を盛り込まないよう求める申し入れ書を、扇干景国土交通相あてに送った。

申し入れ書は「徳山ダムの必要性を裏付けるはずの水需要予測は過大で、実態と大きく乖離している」と

指摘。「治水においてもダムが最善の方法でないことは貴省も認める常識で、大規模な自然改変は生態系に多大な影響をもたらす」などの理由を連ね、建設中止を求めている。

## 徳山ダムに158億円

水資源開発公団 前年度比7.7%減  
中部支社 前年度比9.0%減

↓ 8/30 中日

水資源開発公団中部支社の概算要求額は五百四十八億円と前年度比6.3%の減となった。

このほか、豊川用水二期工事として、老朽化している徳山ダム（岐阜県藤橋村）の建設費と、的な改築を進めるため、前年度比91.6%増の百七十一億円を要求。愛知本体の掘削工事を本年度中に終え、来年度は掘削面の整地に時間がかかり

年度比34.9%減の百十七億円をかけ、水源の牧尾ダム（長野県王滝村、三岳村）のたい横砂の排出などを進める。

公団の要求に抗議  
建設反対グループ

↑ 読売 8/1

徳山ダム建設に反対する「徳山ダム建設中止を求めると」（上田武夫代表）は、三十一日までに、ダム建設工事に関して百五十八億円

の来年度概算要求をした水資源開発公団に対し、要求に抗議する声明を出した。

◎ 「第5回 揚水発電問題全国ネットワークシンポジウム」

9月15日（土）13：30～ 労働会館東館ホール（名古屋市熱田区沢下町9-2）

揚水発電問題全国ネットワーク／阿寺溪谷を愛する会／阿寺溪谷を愛する下流市民の会

お問い合わせ先：052-883-7923

徳山ダム関連工事

発表 公団 業者、談合否定「雨宿り」

入札中止、業者入れ替え

7/26 朝日

7/24 朝日

「発注者の意向働く」

特殊法人の水資源開発公団が発注する徳山ダム（岐阜県藤橋村）の関連工事の入札をめぐって談合が行われ、事前に落札予定業者が決められていたことが、複数の関係者の話でわかった。この予定業者は公団からの天下りOBがいる業者で、「OBが動き、発注者の意向が働いた」といったという。公団は、24日に予定していた入札を延期し、入札参加業者から事情を聴くなど公団内部も視野に入れた調査をする方針だ。

設計 入札延期、調査へ

談合、公団OBが動く

「長良川河口堰住民訴訟」バスツアーについて （転載）

原告団結成3周年記念として、今年もバスをチャーターして水関連施設を回るツアーを実施することにしました。今年も木曾川中流部のダム（兼山、今渡）や水利施設（犬山頭首口など）を回り、名古屋地域の主水源である木曾川の水資源開発・管理をめぐる問題について考えたいと思っています。

途中、木曾川一の景勝地である日本ラインを舟で下ることにより、水の問題を水の高さで考えます。是非、多くの方のご参加をお待ちしております。

- ・開催日：9月24日（振替休日）
- ・集合時間：午前9時30分 集合出発 時間厳守
- ・集合場所：名鉄 犬山駅 東口・解散予定：午後5時 一宮駅前・参加費：4000円
- 申込・問合せ先：電話 052-798-0180 伊藤方

☆ 徳山ダム鉱害訴訟の第3回口頭弁論の次回は9月13日午前10時です。

この土地を巡る収用委員会の第2回審理は9月18日（火）午前10時30分から県庁前の水産会館1階で行われます。できる限りの傍聴をお願いいたします。

☆ 原告会費2001年後期分未納の方、会費をお願いいたします。収用裁決取消訴訟で新たに原告になられた方は、後期分から、原告会費をお願いいたします。一般会費・カンパはいつでも大歓迎。

「やめよ！徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会 代表：上田武夫  
 編集責任：近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1  
 TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp  
 URL: http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/  
 郵便振替：00800-7-31632 年会費 2000円